

## 【資料2】

### 第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024） イベント実施計画策定業務委託仕様書

#### 1 趣旨

本業務は、別紙「イベントの概要及び実施計画の対象」に記したふれあいニュースポーツ、健康フェア、相談コーナー、美術展、地域文化伝承館、シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ふれあい広場、オリジナルイベント、併催及び協賛イベント（以下「イベント」という。）の開催準備を進めるため、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024イベント実施方針」及び「第36回全国健康福祉祭とっとり大会実施要綱」を踏まえて、実施計画を策定するものである。

#### 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※完了報告書の提出及びねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）からの合格通知発出を含む。

#### 3 業務内容

##### (1) イベント実施計画の作成

別紙「イベントの概要及び実施計画の対象」の「実施計画の対象」で示した対象項目（イベント毎の対象項目及び全会場・イベントに共通する項目）に係るイベント実施計画を作成すること。また、実施計画には、以下のことを記載すること。

##### ア 基本コンセプト・イベントタイトル

ねんりんピックはばたけ鳥取2024の基本方針等を踏まえ、イベントのコンセプトを記載し、統一性があり魅力的で分かりやすいタイトルを記載すること。

##### イ イベント体系図

基本コンセプトをもとにイベントの体系図を記載すること。

##### ウ イベント内容

###### (ア) シンポジウム

鳥取県に縁がある出演候補者（複数提示）及び観覧客の増加につながるような魅力あるテーマを提案、記載するとともに、タイムスケジュールを記載すること。

###### (イ) ふれあい広場

世代間交流に配慮し、子どもから高齢者まで幅広い年齢の来場者を対象とすると共に、来場者の増加につながるステージイベント内容（出演候補者及びタイムスケジュールを含む）及び出展内容を提案、記載すること。なお、出展内容は、鳥取県の特産品等を活用し、来場者のおもてなしを目的とすること。また、「第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）」イベント実施計画策定業務の受注者と業務が重なる部分（令和6年10月19日（土）開会式等）の対象項目については適宜調整すること。

###### (ウ) オリジナルイベント

来場者参加型であり、鳥取県の歴史、文化、自然、芸術、食等の特色を十分に検討し生かした内容を3～5件程度提案、記載すること（4日間通しの開催でなくとも可。最終的に実施計画に掲載する件数は実行委員会と協議の上決定する）。なお、実施会場については、イベント会場内又は各イベント会場付近とし、来場者の動線に配慮すること。

###### (エ) その他のイベント（ふれあいニュースポーツ、健康フェア、相談コーナー、美術展、地域文化伝承館、音楽文化祭、健康福祉機器展、併催及び協賛イベント）については、主管団体や各出展団体等及び実行委員会との調整をもとに総合的に展示及び参加体験型それぞれのイベントを記載すること。

###### (オ) 各イベントとも、確実な集客につながる内容とすること。

##### エ 会場ゾーニング計画

(ア) 各イベントに必要なスペースを確保することを念頭に、会場イメージ図並びにステ

ージ及び展示コーナー等の会場レイアウト図を記載すること。なお、会場レイアウトは、以下のことに配慮すること。

- i 会場内人員（来場者、出演者、出展者、その他関係者）及び会場周辺通行客・車両等の安全確保
- ii 会場内及び各会場間における来場者の動線
- iii ステージイベントにおける出演者控え室や出演者等の動線
- iv 参加者の年齢層を考慮した休憩スペース等の確保

(イ) 雨天における対策を記載すること。

オ 会場装飾・仮設物等設置計画

会場内及び会場周辺における会場装飾（誘導サイン含む。）、出展ブース及びテント等仮設物の設置計画を記載すること。

カ イベント運営計画

(ア) 人員配置計画

- i 運営スタッフ（実施本部員、ボランティア及び運營業務請負者）の人員配置計画を記載すること。
- ii 配置人員間の無線等連絡体制を記載すること。

(イ) 会場警備計画

- i 駐車場の車両誘導員を含めた会場の警備計画を記載すること。
- ii 配置人員間の無線等連絡体制を記載すること。

(ウ) 消防・防災計画

緊急時の避難経路等の消防・防災計画を記載すること。

(エ) 駐車場計画

運営関係者（出展及び出演者等）の駐車場計画を記載すること。

キ 来場促進計画

(ア) 各会場の集客力を高めるための来場促進策及び各会場に人の流れをつくる連携策を記載すること。

(イ) 観覧者募集・管理計画

観覧者募集方法、問い合わせ対応、応募者管理、入場券発送等、観覧者募集・管理及びイベントPRチラシ策定を円滑に行う業務内容を募集スケジュールも含め記載すること。

(ウ) 広報計画

アナログ、デジタル両方を含む各種媒体を活用した効果的な広報、PRについて記載すること。

ク 業務スケジュール（開催終了まで）

イベントの開催準備から終了に至る一連の業務スケジュールを記載すること。

ケ 業務実施体制等（開催終了まで）

(ア) イベントの開催準備から終了に至る一連の業務に係る実施体制を記載した組織図（責任者、人員配置）を記載すること。

(イ) イベントの開催準備から終了に至る一連の業務に係る実行委員会と運營業務請負者の業務分担を記載すること。

コ 経費内訳

企画提案内容を実施するために必要な開催年度経費を算定すること。

サ その他（共通事項）

(ア) 実行委員会における常任委員会、専門委員会、関係団体、関係業者及び事務局等と協議・調整しながら、作成すること。

(イ) 図（パース等）や画像、表を用いて、わかりやすく記載すること。

(ウ) 会場装飾計画の作成にあたっては、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024デザインガイドマニュアル (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1310420/designguide.pdf>)」を活用したものとすること。

(エ) 類似業務の実績を業務の名称、契約期間、契約金額、受注業務の概要を記載すること。

(2) 成果品の提出

ア 成果品の内容

(ア) 実施計画（紙媒体）

名称	納期	仕様	提出部数
イベント実施計画中間素案	令和5年7月頃 (詳細は別途連絡)	カラー A3判横	15部
イベント実施計画当初案	実行委員会第4回式典・事業専門委員会開催の3日前 (令和6年1～2月頃)	同上	40部
イベント実施計画当初案概要版 ※実施計画当初案の要点をまとめ、2ページ以内に収めること。	実行委員会第4回式典・事業専門委員会開催の3日前 (令和6年1～2月頃)	同上	40部
イベント実施計画修正案 ※第4回式典・事業専門委員会で当初案に対し出た意見等を反映させること。	実行委員会第3回常任委員会開催の3日前 (令和6年2～3月頃)	同上	60部
イベント実施計画修正案概要版 ※実施計画修正案の要点をまとめ、2ページ以内に収めること。	実行委員会第3回常任委員会開催の3日前 (令和6年2～3月頃)	同上	60部
イベント実施計画 ※第3回常任委員会で修正案に対し出た意見等を反映させること。	令和6年3月25日	同上	200部
イベント実施計画概要版 ※実施計画の要点をまとめ、2ページ以内に収めること。	令和6年3月25日	同上	200部

(イ) 実施計画（電子媒体）

名称	納期	仕様	提出部数
イベント実施計画中間素案	令和5年7月頃 (詳細は別途連絡)	データ	1部
イベント実施計画当初案（概要版含む）	令和6年1月～2月頃	同上	1部
イベント実施計画修正案（概要版含む）	令和6年2月～3月頃	同上	1部
イベント実施計画（概要版含む）	令和6年3月25日	同上	1部

※電子媒体は、パワーポイント及びPDF形式のデータをCD-R等に記録するか、電子メール等によって納品すること。

(ウ) 実施計画作成に係る打ち合わせ協議簿一式

イ 成果品の納入場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

ねりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局（鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局ねりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課内）

(3) 実行委員会事務局との打ち合わせ及び確認作業（必要に応じて対面で行うこと。）

(4) その他、協議のうえ定めた業務

#### 4 業務担当員及び業務処理責任者の選任

受注者は、委託業務の処理に必要な連絡指導に当たる業務担当員及び業務処理責任者を定めるものとし、実行委員会と互いに緊密な連絡を保って委託業務を実施する。

なお、業務処理責任者は原則として変更できない。ただし、病気・退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることについて実行委員会の了解を得なければならない。

#### 5 再委託の禁止

(1) 受注者は、実行委員会の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

ア 再委託の契約金額（単価契約による場合は契約期間中の支払予定額の総額）が支払予定総額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、実行委員会に対して責任を負わせなければならない。

## 6 権利関係

- (1) 本業務による所有権、出版権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て実行委員会（実行委員会解散後は鳥取県）に帰属するものとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。また、受注者は本業務による著作者人格権を、実行委員会及び実行委員会の指定する第三者に対し行使しないこと。

ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、実行委員会は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

- (2) 受注者は制作物を実行委員会及び県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵さないよう適切に処理すること。また、使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (4) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、実行委員会がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、実行委員会は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

## 7 その他

- (1) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (2) 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人（死者）情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

受注者は、5（1）の承認により受託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

- (3) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (4) 本業務においては、第3回常任委員会（令和6年3月頃開催予定）の議決を経るまでは、実施計画に「(案)」を付記する。また、実施計画（案）は「ねんりんピックはばたけ鳥取2024イベント実施計画策定業務委託プロポーザル審査委員会」により選定された企画案（プレゼンテーションの際に口頭で説明があった事項を含む。）を踏まえつつ、同審査委員会、式典・事業専門委員会、常任委員会及び事務局等の指示や意見を反映させて、策定するものとする。

- (5) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、実行委員会の承認を得るまで誠意をもって対応することとし、随時の打ち合わせが実施可能な体制を整えること。

- (6) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議のうえ、変更することがある。

- (7) その他この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

## 別記

### 個人（死者）情報の取扱いに係る特記事項

甲はねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会、乙は受注者をいう。

#### （基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### （目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### （第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### （再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### （個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### （複製・複写の禁止）

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### （安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。